

○議長 辻本 一夫君

次に 8 番、松岡議員の一般質問を許します。松岡議員。

○議員 8 番 松岡 泉君

8 番公明党の松岡です。

田中議員がですね、こどもについての不登校問題を取り上げて、体制を今、一般質問しましたけども、私も今回 2 件ほどを準備させていただいておりますけども、通告書に従いまして質問させていただきます。

引き続きですね、こどもの問題を中心にずっと訴えておりまして、今回も 2 件ともこどもに関する事項、それから先ほどの不登校に関する田中議員のこどもに関する質問ということで、ずっとこどもに関する問題で皆さんにはあれでしょうけど、そう言いながらも町にとっては今、教育長が述べられたように、こどもたちが教育をしっかり受けてですね、大きく育てて芦屋町の将来を担ってくれるという観点からすれば、「真ん中社会」のこどもたちがいかに芦屋町によって、すくすくと育てられるかというのが、芦屋町の将来に向かっての重要な課題であるということはいもう間違いありませんので、長くこどもの問題に今から言及していくわけですけど、その辺りは勘弁していただきたいと思います。

私につきましてはですね、まず「通級指導教室の支援について」。先ほど不登校についてもですね、全く関係ないわけではありません。一部聞きたいところもあったんですが、先ほどの答弁の中で述べられている部分については割愛させていただきますので、御了承いただきたいと思います。

通級指導教室についてですけども、近年ですね、発達障害や学習障害、情緒面で課題を抱える児童生徒が増えております。これらに対する支援の重要性が全国に高まっている状況にあります。

文科省についてもインクルーシブ教育の推進が掲げられて、「可能な限り共に学ぶ教育環境」の整備を求めています。そういったことで、この通級指導教室の役割は極めて私は重要ではないかなというように思っています。町としてはですね、こどもたちがすくすく育つような教育環境を整備することが重要であるし、私たちにとってもそれが責務ではないか、このように考えます。

それで要旨 1、ですけども通級指導教室の現状について伺ってまいります。

初めに、通級指導教室では具体的にどんな支援を行っているのか、特別支援学級との違いはどういったことがあるのかお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

学校教育長。

○学校教育課長 木本 拓也君

お答えいたします。

まず通級指導教室について御説明いたします。

通級指導教室とは、小学校又は中学校の通常学級に在籍しているものの、比較的軽度の障害、先ほど議員も御指摘いただきました発達障害、言語障害、情緒障害などのある児童生徒に対して、各教科等の指導の大半を通常の学級で行いながら、障害に応じた特別の指導を週に数時間、特定の教室内で行う制度です。具体的には、対人関係を円滑にするためのコミュニケーション訓練や読み書きの苦手さを克服するトレーニングなど、児童生徒の特性に応じた個別指導を行っています。特別支援学級との違いは、特別支援学級が主として特別支援学級で授業を受け、基本の教育課程自体が特別に編成されるのに対し、通級指導教室は主として通常学級で学び、特定の時間だけ通常学級を離れて指導を受けるという点にあります。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8 番 松岡 泉君

今、説明がありましたように通級指導教室に通うこどもたちがいるわけですが、基本的には通常の学級の中に籍を置いて、自分のですね、そういった障害とか、不得意な面、一部ですね、皆さんからサポートしていただければ十分にすくすくと育つ環境にあるこどもたちでありますけれども、そういうことからすると、国としてもですね、インクルーシブ学習ということで、こどもたちが同じ位置にいて学べば一番いいわけですが、そういった障害を持っているこどもたちもおりますので、そういう意味からすると、この通級指導教室というのは、もう不可欠ではないかなと思います。そういうことで可能な限りですね、そういったこどもたちと一緒に学べる体制づくりが重要かなと思います。

それではですね、現在の芦屋町ですね、この通級指導教室に通って支援を受けているこどもたちがどの程度いるのか、中学校、小学校についてお答えください。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

現在、通級指導教室を利用している小中学生の児童数についてお答えいたします。

令和 5 年度は、小中学校合わせて 5 人、内訳としては小学生が 3 人、中学生が 2 人。令和 6 年度は小中学校合計で 7 人、うち小学生 5 人、中学生は 2 人。令和 7 年度は小中学校合計で 11 人、うち小学生が 10 人、中学生が 1 人。そして、本年度は小中学校合わせて 11 人、うち小学生が 9 人、中学生が 2 人の児童生徒が利用しています。

近年、発達障害などの社会的認知が進んだことや保護者の理解が深まったことにより、緩やか

令和８年第２回定例会（松岡泉議員一般質問）

な増加傾向にあると認識しております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 ８番 松岡 泉君

今、お答えいただきましたように、かなり人数のほうも増えている状況にあると。まあ、一つの要因としては、今、言われたようなことで、そういったこどもたちがいるということを理解していただくと——保護者の方にもいろんな方がおられて、実際そういった自分のこどもがですね、障害を一部持って、通常の学級から出て、こういった通級指導教室に行くっていうもので見られてですね、それはやはり、差別を受けたりしてもいけないっていう話もあったりして出てこないところはあるんでしょうけど、近年ですね、そういう面からすると、こういった通級指導教室に対しての理解が深まってですね、増える傾向で、やっぱりそういった支援を求める保護者の方もいるのではないかなと推測されます。

そういうことでありますけれども、この支援を受けるですね、手続きを具体的にどのようにして手続きをするようになってますでしょうか、お伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

お答えいたします。

通級指導を受けるための手続きは、まず、学級担任や教育相談などを通じて保護者の方から学校へ御相談をいただくところから始まります。その後、学校において対象の児童生徒の観察や実態把握を行い、学校内の検討を経て教育委員会へ申請書が提出されます。

教育委員会では、専門家、例えば小児科の医師や児童発達の専門委員などを指しますが、それらの先生方を交えた就学支援委員会などを開催し、通級指導の適否や指導内容についての審議・判定を行います。判定の結果を保護者の方にお伝えし、最終的に保護者の方の同意を得た上で通級指導の開始が決定されます。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 ８番 松岡 泉君

支援を受けるということで、そういった手続きで十分に検討されてですね、そういった通級指導を行うということは厳格に行われているということが理解できました。

そういった支援体制が逐次ですね、構築されつつあるかなと思うんですけども、実際ですね、人数のほうも、先ほどありましたように、小学校で、これ 3 校ありますから、各学校でちょっと違うかと思うんですけど、かなり増えてきているし、今後とも、先ほど言いましたように、理解が深まれば、さらにですね、そういった申請も行われる可能性もあるかなというふうに思います。

そういった状況にありますけども、実際ですね、それでは教室の数とですね、そこを担う教員の数は、一体どのような状況になってますでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

教室の数につきましては、利用している児童生徒の数に応じて設定しておりますので、具体的な数字としては各学校 1 つというふうに考えていただければと思います。

それと、現在、町内の通級指導教室の担当教員として、中学校に 1 人、芦屋東小学校に 1 人配置しています。芦屋東小学校の担当教員は 1 人で、各小学校へ巡回指導を行っているところです。

配置基準につきましては、国において教員配置基準というのが定められておりますが、これにつきましては、現在、基礎定数化が進められており、障害種別ごとに、例えば、言語障害、自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害の場合は「児童生徒 13 人対し教員 1 人」となっています。

教職員の定数管理につきましては県教育委員会が決定しているため、芦屋町の配置状況につきましても、この基準に沿った配置となっているものと認識しております。

また、担当教員の資格についてですが、通常の教員免許に加え、特別支援学級の免許を保有していることが望ましいとされていますが、必須要件ではありませんので、任命後に研修等を受講させるなどで専門性を担保しているところです。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8 番 松岡 泉君

今、教室の数とそれから職員の方ですね、それと配置基準については全国的な基準があつて、一応、今の、まあ症状等によっても違うんでしょうけど、一応 13 名に対して 1 名の職員と。で、芦屋町については、今のところ中学校と東小学校に 1 名ずつということで、東小学校から巡回で山鹿と芦屋小学校の方に巡回指導で回って行くような状況になっていると。

ただ専門職の、本来であればですね、そういった専門職の障害に応じた内容とかそういったもので、特別な資格を持っておられる方が当たるのが一番ふさわしいんだけど、配置基準としては、

令和 8 年第 2 回定例会（松岡泉議員一般質問）

その必要はないというような状況で、資格を持っておられないんでしょうけども、その点は、県教の中で、そういった研修会等が多分行われるでしょうけど、そこに参加し、そういったノウハウを持って、今のところ指導に当たっておられるというふうに理解したいと思います。まあそういうことだと思うんですけど。

それでは要旨 2 に移りますけども、今話がありましたように、この教員の方は専門職でないの
で、必要なノウハウを習得する必要があるかと思うんですけども。現在ですね、この教員の方
に対するスキルアップについての対応はどのようなになっているのかお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

お答えいたします。

先ほどの議員の御指摘にも重複するところはございますが、通級指導教室の担当教員につきま
しては特別な資格が必須というわけではありません。しかし、一人一人の児童生徒の特性に合わ
せた高度な指導技術が求められます。そのため、教員は県教育センターが主催する研修会へ計画
的に参加しています。そこで最新の指導ノウハウを常にアップデートし、専門性を高める環境を
整えています。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8 番 松岡 泉君

県のほうでですね、そういった教育センターを通じて、そういったノウハウを習得していただ
けるような研修に参加しているということですけども。これは、年何回とかいうのがございま
すか。それとも、もう、その都度、教育センターのほうから——、県のほうからの指示に従って参
加するようになるんでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

県から研修の案内が届けば、それを学校に通知をして、学校から派遣していただくというこ
とで行っております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8番 松岡 泉君

今ありましたように、教員のノウハウの教育等についても、県のそういった支援を受けながらやるということで、特にこういった通級指導教室に関しても、芦屋町にとっては県教育委員会からの、そういった支援を受けながら——、カウンセラーもそうなんでしょうけど、県からの支援を受けつつやるのが非常に多いのかなと思いますし、当然そういうことになると思うんですが。そのほかですね、県からの、この通級指導教室に関する支援内容、それから利活用についてどのようなになっているのかちょっとお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

県からの支援内容等についてお答えいたします。

県からは、専門的な知見を持つ「指導主事」を必要に応じて派遣していただき、具体的な指導や研修情報の提供といった支援を受けております。町といたしましても、そうした県の専門人材を積極的に活用しているところです。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8番 松岡 泉君

県のほうも、そういうことで、いろんな支援する仕組みがあるのではないかなと思うんですけど、ここで一番やっぱり重要なのはですね、県からとのつながりの中で、上から下の方に言ってくるのが非常に多いと思うんですよ。

そういった中ですね、やはり町の問題点等を踏まえて県の教育委員会のほうにしっかりと訴えていくことが肝要かなと思うんですね。あるなしにかかわらずして、やはり困っていることに關しては、今、現実はやっておられると思います。しかしながら、スタンスとしてはそういう心構えを持って、小さなことであっても県のほうにしっかりと要望上げていただいて闘ってもらいたいと。で、皆さん、あそこの体制をつくっていただきたいなというふうに思います。

それとですね、単体の町としての、この協議委員会としていろんな取組をやっているわけですけども、やはり広域の連携ってのも、これは不可欠ではないかと。寄り添い合いながらですね、隣の町の教育委員会とも、また、県とのつながりの中であるでしょうけども、そういった観点からすると、情報の共有、そういった面もそうでしょうし、ハード的なものの支援とか、そういったことも考えられるので、この点について町のほうはどのように取り組んでいるのか。いかがでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

教育長。

○教育長 三桝 賢二君

広域というか、郡内の状況について、ちょっとお答えさせていただきます。

現在、通級指導の郡内での連携はできていません。理由として、通級指導担当者の職種や担当する児童生徒数の違いが大きくて、郡内での連携が難しい現状があります。しかし、今後の状況によっては、遠賀郡内の他の町や学校あるいは特別支援学校との間で情報交換や事例研究など、教育連携をこれまで以上に図っていく必要性があるというふうに思っております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8番 松岡 泉君

ぜひともですね、やはり、まあ、ほかの県もそうなんでしょう。ほかの県ってのは、ほかのことも、事項もそうだと思うんですけど。やはり芦屋町単町での問題もございましてしょうけど、やはりそういった問題っていうのは、それぞれに、いろんな問題があるでしょうけども、そういったものを、ある町ではこういうことが起こっているという話も踏まえてですね、対策としてはいろいろあると思うんで、そういった問題、通級指導に関する問題等を含めてですね、しっかりと意見交換をする。実際、行っておられると思うんですけどね。県、教育委員会でこう集まられたときに、ここで、遠賀町ではどんなことやっているとか、やっぱりそういった話は、情報共有はされていると思うんですけど、基本的に私はそういった広域連携っていうのは、小さな町にとっては必要なことだろうと思うんですね。

これは教育だけにかかわらずして、遠賀郡でそういった4町、町長等、もう非常にですね、各町長との連携をしっかりとやられている点を勘案するとですね、教育場面においても、そういった情報の共有をしっかりと構築されていったほうが、私はいいいんじゃないかなというふうに思います。

それではですね、続きまして通級指導教室の課題。これについて、実際、今の状況はどうなのか。その取組について伺いたします。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

お答えします。

現在の主な課題といたしましては「対象児童生徒の増加に伴う担当教員の負担軽減と指導時間

の確保」及び「通級指導教室に通うことへの心理的抵抗感の解消」であると考えています。

これらに対する取組として、時間割の工夫による効率的な個別指導や通級指導が特別なことでなく、誰もが自分の得意不得意に合わせて受けるサポートであるという理解を学校全体へ広げる啓発活動を行っております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8番 松岡 泉君

そういうことだろうと思うんですけど、私自身は先ほどの巡回指導で1名の教員の先生が見て回られるって話があって、そういうことを勘案すると、短い時間で各小学校回られるわけですね。まあ、中学校は1つだから、ある程度はフォローできるかなと思うんですけど、そういった巡回指導に対して教育が問題なくやられているのかな。そういうところ、ちょっと心配するんですよ。だからあれは、時間がある程度制限されるとか、回数はどうなのかなとか、それから先生自身の負担もあるでしょうし、そのあたりのフォローを、ちょっとしっかりと考えていただければと思うんですよ。

そういう面からすると、巡回指導のあり方を考えてもらうとか、それと、後からもちょっと、ほかの件でも出るかと思うんですけど、これは幼保小の連携の中で、そういった事前のこどもの状況を掌握すると、そういうことが後から2番目のところで、要旨2で出るんですけど。そういったことで、幼保小学校の情報ですね、そういったものをしっかりと掴んで早めの体制づくりをできればと思うんで、そういったものも大きな、実際取り組んでおられると私は思っているんで、まあ、今回上がってきてないと思うんですけど、そういう観点も捉えて十分な体制づくりしていただければと思います。

それから続きまして、実はですね、好事例ということで、県議会の中でも、この問題が取り上げられてですね、その中で話題として——大野城市ですね。大野城市が、実は言語聴覚士3名雇用していると。これを、国の方も補助し、県の方もしてくれていると思うんですけど、そういった雇用をやってですね、この通級指導教室の職員とか、そういった相談窓口の対応にもちょっと活躍してくれているというふうに聞いているんですよ。まあ、これについては非常に導入もちょっと難しいかなと思うんですけど、そういった専門職の人材の活用に関してはどのように考えておられるのか、全く考えないのか。まあこれは県が多分、そういったことでしょけれど、町としてはどうですかね。

○議長 辻本 一夫君

教育長。

○教育長 三桝 賢二君

個に応じた適切な支援を行うためには専門人材の活用が有効であると考えております。

芦屋町におきましても財政負担を抑えつつも、専門性を確保する観点から臨床心理士による巡回指導を導入するとともに、県のスクールカウンセラー派遣を受け、あるいは、さらに県の補助制度を活用してスクールソーシャルワーカーを配置し、課題を抱える家庭への支援にも取り組んでいるところです。

今後も国などの補助制度の活用を視野に入れながら、専門職による定期的な巡回相談の拡充を進めるとともに、専門人材の活用を図り誰一人取り残さない教育の実現に努めてまいります。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8番 松岡 泉君

適切な人材活用等も含めながらですね、こどもたちをしっかりと守っていければと思います。

それで要旨3なんですけども、情報によりますと「ふくおか就学サポートノート」の活用ということで、県としてですね、先ほどの幼保小連携を組んで、または小学校から中学校に上がっての、そういった通級指導教室、そういったこどもたちを掌握するためのノートを作成、そういった情報の基となるものを、資料ですね、持っているというような話を伺っております。

「ふくおか就学サポートノート」ってどういったものなんでしょうか、お伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

「ふくおか就学サポートノート」についてお答えいたします。

「ふくおか就学サポートノート」とは、福岡県教育委員会が作成した、障害のある、または発達上の支援が必要なこどもたちが乳幼児期から義務教育学校、そして高等学校へと進学していく一連の過程において、一貫した支援を受けられるようにするための引継・記録ノートです。保護者が管理し、医療・福祉・教育の各機関で受けた相談内容やこどもの特徴を記録していくものでございます。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8番 松岡 泉君

これは福岡県のほうで、そういった就学サポートノートの作成をしているというような状況に

あるわけですが、それではですね、その有効性と町の活用状況はいかがでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

相談に来られた保護者の方に「ふくおか就学サポートノート」及び「あしやすくすくファイル」の両方を御案内しておりますが、「あしやすくすくファイル」を手にとられる方がほとんどです。その理由は、芦屋町では長年にわたり独自の取組として「あしやすくすくファイル」を導入しており、有効に活用しているためでございます。

この「あしやすくすくファイル」も「ふくおか就学サポートノート」も、出生からの成長の足跡や各種相談記録を全て1冊のファイルにまとめることができるもので、乳幼児期からのこどもの特性や成長の記録を漏れなく蓄積することができるようになっています。活用されている保護者からは「新しい担任の先生にこどもの特性をゼロから説明する負担が減った」、「一貫して見守られている安心感がある」といった好意的な評価をいただいているところです。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8番 松岡 泉君

芦屋町は「すくすくファイル」を使っていますということで、この「ふくおか就学サポートノート」は効果があると思うんですけど、活用はしてない状況にあるということだと思います。

先ほど連携の中で、幼保小の連携の中でそういった情報もしっかりと、芦屋町は受け取って指導していただいているということで理解いたしました。

ただ、この違いは全くないんでしょうか。例えばですね、「ふくおか就学サポートノート」を使っているところはですね、その保護者の方の評価としては、非常に保護者のそういった要望等も含んでいるので、「非常に情報はしっかりと伝わって有効なんです」という話を言っておられるみたいなんですよね。芦屋町が行っている、この「すくすくファイル」というのは、そういった保護者の要望等も含んだ内容になっていますでしょうか、これお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

先ほどの答弁と重複するところがございますけども、「あしやすくすくファイル」と「ふくおか就学サポートノート」は、主に乳幼児期からの発育や福祉面での記録を中心としたもので、内容はほとんど同じです。

今日お持ちしておりますけども、まず、「あしやすくすくファイル」は、このようにA5版のファイル形式で、母子手帳と一緒に挟めるようになっております。「ふくおか就学サポートノート」は、このようにA4版の紙に記録していくというタイプでございまして、レイアウトはほとんど同じというものでございます。どちらも乳幼児健診や就学前の相談の段階から保護者へ両方を御案内し、保護者の方で選んでいただいて、大切な記録を継続して記入しながら活用していただいています。いずれのファイルも学校への進学や進級時、そのほか相談に行かれた時など、保護者がファイルを提示する、担任などがお子さんの生い立ちや特性、効果的であった支援方法を一目で正確に把握できるものとなっています。

保護者からも「初めて相談することになっても、最初から説明する負担がなく伝えられるので安心して任せられる」という声をいただいております、芦屋町における「切れ目のない支援」を支えるツールとして高い有効性を発揮しているところです。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8番 松岡 泉君

よく理解できました。

芦屋町は「すくすくファイル」で、しっかりとそういった情報が伝わって管理されているということで理解しましたので、よろしくお願いいたします。

続きましてですね、これは学校教育課にかかわらずですね、こどもを育てていく上では、一つの課で全てをなせるわけではありません。医療、福祉、教育の連携強化が必要でございますけど、庁舎内の連携は常に図られているのかお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

お答えいたします。

議員御指摘のとおり、医療、福祉、教育の連携強化は必要ということで考えております。その上で庁舎内の連携についてでございますが、教育委員会と福祉課及び健康・こども課との間では、就学前からの情報を幼保施設や小中学校と共有する「幼保小連絡会議」や、個別の相談案件に応じる「要保護児童対策協議会」等を通じて、密接に情報共有を行っております。

町の「あしやすくすくファイル」は県の「ふくおか就学サポートノート」に先行して整備し、地域の実情に応じて発展してきた芦屋町の教育や福祉施策を支える重要な基盤であると認識しております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8番 松岡 泉君

どうもありがとうございます。

通級指導教室はですね、こども一人一人の違いを理解し、こどもが安心して学べる環境を整えるための重要な教育基盤というふうに認識しております。今後とも本教室を必要とするこどもが増えてきます。どうかですね、この支援充実が図られることを期待して1件目は終わります。

続きまして2件目はですね、「こどもの権利基本条例の制定」についてでございます。

「こども真ん中社会の実現」に向けて2022年にこども家庭庁が設置されるとともに、こども基本法が制定されております。しかし、こどもを取り巻く環境は厳しい状況が依然として続いております。国の政策の枠組みがあつたとしても、現場において効果的な施策が行われなければこどもたちの環境改善は図られません。

町のこどもの権利基本条例の制定については、私は今まで何回もやっておりまして、今回が4回目になります。そういうことでありますけども、今、担当課のほうでもいろいろですね、考えていただいて良い答弁をいただいております。しかしながら、まだまだ完了していない状況にありますので、また、全国的なこの、こどもを取り巻く環境の厳しさを踏まえてですね、早めの基本条例の制定を望むわけであります。そういったことで質問させていただきます。

要旨1、それではですね、こどもを取り巻く環境についてですけども、つい最近のデータを見ますと、先ほどの不登校の問題もそうだったんですが、いろんなですね、こども取り巻く現状が厳しい状況が続いているということで、どうも頭打ちのところもあるし、そういったこともあるんですが、増えている面もあるんですね。

そういったことで、現在ですね、全国の小中高生の自殺数、それから不登校の小中学校生数、これは先ほど述べられましたので割愛させていただきまして、児童虐待相談件数はこういった程度なのか伺いたします。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

小中高生の自殺数についてお答えいたします。

これは文部科学省が公表している「令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」に基づいてお答えするものです。

この調査結果によりますと、令和6年度に全国の小中高等学校から報告のあつた自殺した児童

令和８年第２回定例会（松岡泉議員一般質問）

生徒数は４１３人でした。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 ８番 松岡 泉君

人数だけ、あれですけど、全国的にはこういった状況にあるわけですね。非常にですね、もう自殺をすることもたちがいたりとかですね、家庭環境それからいろんな虐待関係も減ったり増えたりしているところもあるんですけど、全然大きく減少するということがないってことなので、こどもにとってみれば全く変わらない状況にあるということですね。基本法ができたからどうかってなると、その効果っていうのはあまり見られない。国は基本法、法律を定めれば、そういったこどもたちの環境を改善するだろうと。そういった枠組みは重要なことだろうと思うんですけど、なかなかそういった枠組みをつくったからといって、減るようなものではないというふうに思います。

この状況を踏まえて町はどのように認識しているのかお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

まず、町内の小中学生の自殺に関する各学校からの報告件数は０件であります。また、不登校の背景につきましては、先ほどの答弁と一部重複しますが、家庭環境の多様化、友人関係の希薄化、またこども自身が言葉にできない「生きづらさ」や喪失体験などが複雑に絡み合っていると認識しております。

これらの問題は単なる「学校内の課題」ではなく、「社会全体、地域全体で解決すべき人権・福祉の課題」であるという強い危機感を持っているところです。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 塩田 健司君

では、児童虐待相談件数についてお答えいたします。

まず、全国的な件数でございますが、こども家庭庁の発表によりますと、全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数、これ令和２年度に２０万件を超えて以降も増加傾向にあり、近年は年間２２万件を超える水準で推移しております。全国的に相談対応件数が高い水準で推移している状況は、こどもを取り巻く環境に関する重要な課題であると認識しております。

一方で、本町における児童虐待の相談対応件数につきましては、令和 5 年度が 11 件、令和 6 年度が 10 件、令和 7 年度は 13 件と、近年はおおむね横ばいで推移しております。しかしながら児童虐待は件数の多寡にかかわらず重大な問題であります。本町といたしましては、こども家庭センターを中心に関係機関と連携し、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応、こどもと家庭への支援に取り組んでまいります。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8 番 松岡 泉君

そういうことで、町の方もですね、厳しい状況はよく理解していただいていると、いうことなので、そういうことで、その認識のもとですね、有効なる施策を講じていく必要があるのではないかと思います。

それでは要旨の 2 ですけども、町の取組と課題について、これについてですけど。

基本法が 22 年の 6 月に制定されてですね、こどもの権利の主体者として尊重して、こどもたちの最善の利益を確保するということで、町としてのですね、その責務が明確にこの基本法について定められているという状況にあります。

町はですね、逐次「こども計画」を策定して、こどもたちに対するですね、そういった計画をしっかりと取り組んでいるんですけど、実は、まだしっかりとですね、令和 7 年の 3 月に、（計画書を掲げながら）この冊子を取っていただいて取組計画を発表してくれました。

しかしながら、一部には入っているんですけども、基本的な具体的に町として、その基本法に基づいた具現化したものは、どの程度入っているかつてのは、ちょっと疑問なところがあるんですよね。

取組の形で——、私は常に条例を制定してほしいと言っているところは、そういった町としての責務が今回、明確になったので、それを、施策をしっかりとやるためには、具現化してやっていくためには、やっぱり条例が必要じゃないかということで訴えさせてもらっています。

そういうことでありますが、令和 7 年の 3 月にこれをつくっておりますので、まだ 1 年しかたっていないんですね。だから、そこでちょっと取組の状況を聞くってのはちょっと、どうかなと思ったんですが、そう言いながらも厳しい環境状況にありますので、現在の、策定して以降ですね、状況はどうか、施策はどうか、ということをしかりと、あと課題をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長 辻本 一夫君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 塩田 健司君

お答えいたします。

こども自身が権利について学ぶ取組につきましては、学校における人権教育や社会科等の学習に加え、児童虐待防止に関する啓発や相談窓口の周知などを通じて、こどもの権利に関する理解の促進に取り組んでおります。また、こどもが安心して声を上げられる環境づくりにつきましては、学校において教育支援センターを設置するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による相談支援体制を整備しており、こどもが安心して相談できる環境の充実に努めております。

こどもに関わる大人の理解と受け止める力の向上につきましては、児童虐待防止推進月間にあわせた広報誌への掲載などを通じて、町民へのこどもの権利に関する啓発を行い理解促進に努めております。また、教育委員会では人権講演会や人権まつりを実施しているほか、保育所や学校では、それぞれ人権に関する研修等に取り組まれており、人権に関する理解を深める機会となっております。

また、こどもの意見表明の機会の確保につきましては、こどもに関わる計画の策定や事業の検討に当たりアンケート調査を実施し、こどもの意見を聴く機会の確保に努めてまいりました。

これらの取組によりこどもの権利に関する理解の促進や、安心して相談・意見表明ができる環境づくりにつながっているものと考えております。

また、取組の課題に関しましては、児童虐待につきましては、保護者が虐待であるとの認識を持っていない場合や虐待の事実を認めない場合もあることから、支援につながりにくいケースが課題の一つであると認識しております。

また、こどもの意見表明を進める上では、年齢や発達の程度に応じた意見の聴き方を工夫するとともに、こどもに関わる大人の理解や受けとめる力の向上を図ることが課題であると考えております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8 番 松岡 泉君

えっとですね、先ほどの計画の中にはそんな具体的なものはないんですけど、実際はその基本法に基づいてそれぞれのこどもたちが意思表示をする。そういった仕組みづくり、こどもたちがそういった権利があるということを認識するという、そういった教育を含めてですね、実際に、こどもたちがそれを手を挙げて意見表明をすると、それから大人はこどもたちの権利をしっかりと認めてあげるといったことは、どこまで出来上がるかということですね。

そういうことが、こどもたちが自分たちの権利を訴えて、それを実現する取組がどの程度行われるかっていうことが重要じゃないかと思います。

話は変わりますが、令和7年の7月3日にですね、教育委員会から、いじめに関しての問題調査ということで、これはいじめがあったということも、いじめなのか、いじめじゃないか、分からないんですけど、いじめ問題に関しての調査委員会が設立されて調査を行った報告書が出ています。この中身はもう、いじめってというのは、どうだったってことを、ここで私は言及するつもりもありません。いじめがあつてはいけないっていうことは重々分かるんですが、今日の視点がちょっと違いますので、ただ、この報告書に、この調査委員会のほうがどういう提言を行ったかということを確認してほしいんですね。

この調査内容のところの、委員会から提出されている提言について、どういったことを提言されているのかお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

お答えいたします。

町のいじめ問題調査委員会の報告書につきまして、その中で指摘されている再発防止策の提言の概要についてお答えいたします。

先ほど議員から御指摘いただきました調査報告書は、町内で発生したいじめ事案を検証したものでございます。これにつきましては、二度とこのような事態を繰り返さないための極めて重い再発防止策として、次の点が強く提言されております。

1つ目、こどもが発する初期のささいなSOSや、いじめのサインを教職員が絶対に見逃さないための「組織的な初期対応の徹底」、2つ目、教育委員会と学校、そして外部機関との「迅速な情報共有と連携体制の再構築」、3つ目、児童生徒一人一人の尊厳を守るため、学校内における「人権意識の徹底的な向上と、いじめを許さない環境づくり」、この3点です。教育委員会といたしましては、この報告書に示された提言を重く厳粛に受け止め、町のいじめ防止体制及び権利保障のあり方の抜本的な見直しと強化に全力に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8番 松岡 泉君

今、課長の方から答弁ございました。このいじめに関して対策も重要なことなんですけど、この提言の中に、これが重要だということで書いてあります。どのように書いてあるかと言います

と、学校においてはいじめという生徒指導上の特定の課題の防止を狙いとするだけでなく、その前提となる安全で安心な学校や学級づくり、及び全ての児童の社会的資質能力の発達を支える働きかけが、より一層求められている。生徒指導提要では、こうした全ての児童の発達を支える働きかけを発達支持的生徒指導等と呼び、日常的な教育活動を通じて行うことが求められている。

あと具体的にちょっと書いてあるんですが、実はですね、この生徒指導提要というのがありまして、これは児童生徒を指導するときの基本方針を具体的に示されているんですけど、実は、令和4年に改訂されているんですよ。

その改訂の趣旨はどういったことかと言いますと、ここに書いてある「発達支持的生徒指導と呼び日常的な教育活動を通して行うことを求めている」という内容になっていて、今まではどちらかと言うと、何かその適用的な問題があったときにはそれに対しての予防対策を重視してやっていたのが、今回の生徒指導提要によっては基本的にはそうじゃなくてその上の段階ですね。だから、どちらかと言うと、その対策としては、指導的なやり方は、ここで言った発達支持的生徒指導を重視すると。その生徒指導の重視すべき事項ですけれども、これはどういったものかと言いますと、問題行動や不適用が起きてから対応するのではなく、全ての児童生徒の健やかな成長や発達を支えることを目的とした指導、成長指導をするようにということで、重視事項が少し変わっているんですよ。私はこれが一番重要なことだと思っているんですよ。

こういったこどもの権利についてですね、そういったこどもの最善な権益を守るという、確保するという観点からすれば、学校においても対策はそういうことで、いじめが起こったらいじめの対策でいろんな対策を、それぞれ個々のやつはあると思うんですけど、基本的には今、課長が言われたとおりだと思うんですよ。

やはりそういったことで、こどもたちの指導は、そういったものが起こらないように日頃から、全員に対して教育して指導していかないといけないよってことを今回、この提言で、いじめ問題の報告書なんか書いてあったんですよ。そのとおりだねと思って、教育現場もやっぱ変わりつつあって、今までは何か起こったらそれに対する、起こらないようにするための施策ばかり考えていたんだけど、そうじゃないんだと。やっぱり日頃からこどもたちが社会に出てもやっぱり生き抜いていく、またそういったことで、協調しながら、いじめとかそういうことしちゃいけないっていう認識させることが、やっぱり重要だと、そういった教育体制に戻るんだということをしっかりと教育法なんですよ。

生徒指導提要に、もう改正されているってことで、そういうことでやっていかなくちゃいけないんじゃないかということで、述べさせてもらいました。

時間がどんどん過ぎていきますので、次ですけども、この権利保障の取組について今後取り組むべき施策はどう考えているか、この点をお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

学校教育での取組といたしましては、先ほど御指摘いただいた報告書の提言を具現化し、事後対応中心の対策から、問題を未然に防ぐ「予防的アプローチ」へシフトしていく必要があると考えております。

特定事案への対策にとどまらず、日常的な教育活動の中で、個々の発達段階や個性に寄り添うサポート、全ての児童生徒が安心できる居場所づくりに努めています。

特に、学級内ではほかの児童生徒の「学ぶ権利」を結果的に妨害してしまう児童生徒への支援・対応については、その背景にある特性や生きづらさに寄り添う個別対応や別室指導をさらに充実させ、周囲のこどもの学習権の確保と当該児童の尊厳を守る両面からのアプローチに努めているところです。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8 番 松岡 泉君

えっと、ちょっと時間がなくなりましたので、ちょっと割愛させてもらって次に行きたいと思っています。

福岡県からの情報によると久留米市の方ですね、先進地事例と好事例ということで、ありまして久留米ではですね、こどもたちのそういった教育に関して、3 年度からですね、NPO と連携して市内全ての小学校 4 年生、それから中学校 2 年生、及び教職員を対象としてですね、体系的なフォロープログラムを実施していたり、市民向けの研修、それから未就学児へ向けたプログラムで発達段階に応じた継続的な取組を展開していると。

そういった福岡でも結構ですね、久留米の方が頑張ってそういう話をして、大洗町でもそういったものやっていると。また、情報によると一部の議員が視察に行ったその大阪でもそういったいろんな取組をされていると。そういうことで、このこどもたちのその意見を表明をするとか、大人がどうあるべきかとかそういったものに関してのですね、プログラムをいろいろ協力的に進めている自治体があるということです。

時間がなくなってきましたので、ちょっとそこは、もう以降、割愛させていただきますけれども。それではですね、時間が差し迫ってきましたので、要旨 3 ですが、人権基本条例の制定について、全国的な動きについてまず説明を求めます。

○議長 辻本 一夫君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 塩田 健司君

お答えいたします。

一般財団法人地方自治研究機構の調査によりますと、令和 7 年 12 月 24 日現在、こどもの権利に関する条例を制定している自治体は、都道府県で 30 団体、指定都市で 12 団体、市区町村で 191 団体となっております。また、福岡県内では 12 団体が条例を制定しております。

全国的には、条例を制定する自治体が増加しておりまして、近年はこども基本法の施行なども背景に、その動きが広がっているものと認識しております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8 番 松岡 泉君

今ありましたように、条例の制定も少しずつ前進していますが、福岡の方では、ちょっと、控えめと、ちょっと残念な結果ですけど、ただ、いろんな条例を作っているところもありますけども、やっぱり形骸化してはならないということで、逐次また新たに組み替える自治体も増えているということでもあります。

条例はですね、先ほどからずっと言っていますように、基本法では、防げない、定められない事項があって、条例でないと駄目だということは当然のことながらですね、条例化することによって、各町の役割そういったものが明確になりますので、条例がないと私は絶対だめだと思うんですけど、今まで、なかなかいい答弁もいただいているんですが、準備も進めておられるんですが今回、町長も代わられましたので、最後にですね、この基本条例の制定について、貝掛町長の見解をお伺いしたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長 辻本 一夫君

町長。

○町長 貝掛 俊之君

こどもの権利基本条例の制定について私の見解というところでございますけども。こどもは地域の未来を担うかけがえのない存在であり、その権利が尊重され、安心して健やかに成長できる環境を整えることは、町政の重要な責務であると考えております。こども基本法の趣旨を踏まえ、こどもの権利について町全体で共通理解を深めることは、大変重要であると考えております。

こうした考えのもと、本町におきまして、こどもの権利に関する理念を明確にし、こどもの権利が尊重されるまちづくりを推進するために、こどもの権利基本条例の制定に、取り組んでまい

令和 8 年第 2 回定例会（松岡泉議員一般質問）

る所存でございます。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8 番 松岡 泉君

時間が最後になって詰まっちゃって申し訳ありません。

ゆっくりとですね、町長の見解を伺いしたかったんですが時間をさしせまって申し訳ありませんでした。

最後ですけども、やはりこどもが安心してすくすく育つ芦屋町。このまちづくりのためにですね、しっかり取り組んでまいりたいと思います。また行政側からのそういった、条例制定についてもよろしくお願いしたいと思います。今後そういった条例が早めにできることを期待しまして、私の一般質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長 辻本 一夫君

以上で松岡議員の一般質問は終わりました。